

副 本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 Ambika Budha Singh


被告 東京都外1名

準 備 書 面 (10)


令和4年10月4日

東京地方裁判所民事第4部合議A係 御中

被告東京都指定代理人 加 藤 眞 理 

同 寺 内 伊 織 

同 寺 本 孝 規 

同 前 田 香 里 

同 松 本 渉 

同 高 橋 一 光 

同 川 尻 拓 也 

被告東京都は、本準備書面において、令和4年6月18日付け原告第16準備書面（以下「原告第16準備書面」という。）における留置課員の注意義務に関する主張が時機に後れた攻撃防御方法であることを明らかにした後（後記第1）、原告第16準備書面及び同年7月1日付け原告第17準備書面（以下「原告第17準備書面」という。）における原告の主張に対して、必要と認める範囲で反論する（後記第2、第3）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

## **第1 原告第16準備書面における留置課員の注意義務に関する主張は時機に後れた攻撃防御方法であること**

原告は、原告第16準備書面において、留置課員の注意義務について、①法律に基づいて戒具の使用を開始する義務（以下「法律要件充足義務」という。）、②戒具の使用に際し必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げない義務（以下「血液循環阻害防止義務」という。）、③十分な情報提供を行った上での医師に対する意見聴取の義務（以下「医師の意見聴取義務」という。）、④戒具の使用の必要がなくなったときは直ちにその使用を中止すべき義務（以下「戒具使用中止義務」という。）、⑤戒具使用により被拘禁者の手足等に腫れや鬱血の状態が生じた場合には直ちに医師に相談して病院に搬送するなどして被拘禁者に適切な治療を受けさせる義務（以下「病院搬送義務」という。）を挙げている。

しかしながら、当該主張は、②を除き、争点及び証拠の整理手続、更には証拠調べを経た上で追加されたものであって、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）157条1項の時機に後れた攻撃防御方法に当たるといふべきであるため、却下されるのが相当である。

以下、詳述する。

### **1 「時機に後れて提出した」ものであること**

(1) 民訴法157条1項は、「当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。」と規定しているところ、時機に後れたというためには、たんにそれより早く提出できたというだけでなく、従来の弁論の経過からみて、それより以前にその提出が期待される事情のあったことを要するとされている（兼子一ほか著・条解民事訴訟法〔第2版〕940ページ）。

また、争点及び証拠の整理手続が行われた場合に、その手続中に提出されなかった攻撃防御方法については、特別の事情がない限り、時機に後れたものと判断される（同940ページ）。

(2) しかるところ、本件の弁論の経過は、

ア 平成30年7月27日、原告は本件訴訟を提訴した。

イ 平成31年1月25日の第1回口頭弁論期日において、原告は訴状を陳述して、留置課員は、ベルト手錠を装着及び解除する際、筋挫滅症候群が発生しないよう専門医に相談の上、必要に応じて中枢側の止血や透析など適切な処置を行うべき注意義務がある旨を主張した（訴状14ページ）。

ウ 令和2年10月23日の第11回口頭弁論期日において、原告は原告第7準備書面を陳述して、留置課員の注意義務について、

○ 血液循環阻害防止義務

○ 被留置者を制止、拘束及び抑止する際には、不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意する注意義務

○ 拘束具使用に際しての医師の意見聴取義務

がある旨を主張した（原告第7準備書面7、9及び11ページ）。

エ 令和3年3月26日の第13回口頭弁論期日において、原告は令和3年3月22日付け原告第10準備書面（以下「原告第10準備書面」という。）を陳述して、留置課員の注意義務について、

- 血液循環阻害防止義務
- 保護室内で手錠及び捕縄を使用する場合の医師の意見聴取義務がある旨を主張した（原告第10準備書面5及び6ページ）。

オ 令和3年12月3日の第17回口頭弁論期日において、原告は原告第11準備書面を陳述して、留置課員の注意義務について、

- 血液循環阻害防止義務
  - 戒具による拘束行為を伴う血栓症を回避すべく亡アルジュンに対して適切に水分補給を行う注意義務
  - 脱水症状が強く疑われる状態にあることに関する医師の意見聴取義務
- がある旨を主張した（原告第11準備書面8及び9ページ）。

また、原告は、令和4年1月14日までに、亡アルジュンの死因及びそれを前提とした注意義務違反についての主張を整理すると述べた（第17回口頭弁論調書参照）。

カ 令和4年1月21日の第18回口頭弁論期日において、原告は令和4年1月14日付け原告第15準備書面（以下「原告第15準備書面」という。）を陳述して、留置課員の注意義務について、

- 血液循環阻害防止義務
- 制止行為及び戒具の使用において不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意する注意義務

がある旨、戒具使用に際して適切に水分補給を行う注意義務に関する主張は撤回すると主張した（原告第15準備書面6及び7ページ）。

裁判所は、原告に対し、最終的に被告東京都の注意義務違反として主張するのは、原告第15準備書面7ページ3行目から8行目までの箇所「原告第7準備書面、第10準備書面、第11準備書面で述べたとおり、本件において、留置担当官は、亡アルジュン氏に対する戒具使用に際して、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、血液の循環を著し

く妨げないように注意する義務を負っていたにもかかわらず、これに違反し亡アルジュン氏に過度の拘束を加えて肺動脈血栓症を惹起し、死亡に至らしめたものであるから、上記注意義務に違反した」の「肺動脈血栓症」の後に「又は筋挫滅症候群」を挿入したものであり（血液循環阻害防止義務）、これに尽きるのかと問い、原告が了承したため、その旨が弁論調書に記載された（第18回口頭弁論調書参照）。

また、裁判所は、原告から人証申請があった宮本警部補、片渕巡查部長、新宿署留置管理課倉持徹警部補（以下「倉持警部補」という。）、中村警部補、検取事務官、中里巡查部長及び前田剛医師（以下「前田医師」という。）、被告東京都が人証申請をした宮本警部補、片渕巡查部長、倉持警部補及び中村警部補につき、それぞれの証拠調べの必要性を検討した上で、宮本警部補、片渕巡查部長、倉持警部補、中村警部補及び前田医師の人証申請を採用した。

キ 令和4年5月10日の第19回口頭弁論期日において、宮本警部補、片渕巡查部長、倉持警部補及び中村警部補の証人尋問が行われた。

ク 令和4年5月27日の第20回口頭弁論期日において、前田医師の証人尋問が行われた。この際、原告は、同年6月28日までに被告東京都の注意義務違反についての主張の追加の書面を提出すると述べた（第20回口頭弁論調書参照）。

ケ 令和4年7月5日の第21回口頭弁論期日において、原告は原告第16準備書面を陳述して、留置課員の注意義務について、法律要件充足義務、血液循環阻害防止義務、医師の意見聴取義務、戒具使用中止義務、病院搬送義務がある旨を主張した（原告第16準備書面1ないし6ページ）。

なお、裁判所から、次々回期日（第23回口頭弁論期日）において双方から最終準備書面を提出していただく旨の示唆があった。

というものである。

- (3) しかるに、本件においては、上記(2)イないしカのとおり、18回の口頭弁論を行うなかで、原告と被告東京都の主張及び立証方法が十分に検討され、第18回口頭弁論期日において、裁判所からの度重なる丁寧な釈明が行われ、原告は留置課員の注意義務は血液循環阻害防止義務に尽きると述べて、留置課員の注意義務が特定された後、裁判所が当事者それぞれの人証申請に基づいて証拠調べの必要性を検討した上で、その採否を決定しているという弁論の経過があり、人証申請の採否が決定されるより以前に、注意義務の特定が期待されてそれがなされた事情があったことは明らかである。
- (4) また、このような弁論の経過を経ていることからすれば、争点及び証拠の整理手続が行われた場合と評価できる一方、原告は何ら合理的な理由がなく証人尋問終了後の第21回口頭弁論期日において、留置課員の注意義務違反の主張を追加したのであり、主張を追加したことにおよそ特別の事情があったとは認められない。
- (5) したがって、留置課員の注意義務を追加主張する原告第16準備書面の提出は、「時機に後れて提出した」ものというべきである。

## 2 原告に「重大な過失」が認められること

- (1) 重大な過失は、訴訟の完結を遅延させることについてまで存する必要はなく、当該攻撃防御方法を時機に後れて提出することについて存すれば足り、攻撃防御方法が時機に後れて提出されたときは、重大な過失があったと事実上推認されることが多いとされている（秋山幹男ほか著・コンメンタール民事訴訟法Ⅲ337及び338ページ）。裁判所からその点について、釈明がなされているときは重大な過失が認められるものとされている（同338ページ）。

また、争点整理手続終了後に提出された攻撃防御方法につき、そのことについて合理的理由の説明がされない場合には、一般に重大な過失があると認められるとされている（同338ページ）。

(2) これを本件についてみると、前記 1 (2) で詳述した本件の弁論の経過に照らせば、原告第 16 準備書面は時機に後れて提出されたことが明らかであるから、そもそもそれのみによって原告に重大な過失が認められるというべきである。

(3) また、前述のとおり、争点整理手続が行われた場合と評価できる弁論の経過を経ているにもかかわらず、原告は何ら合理的な理由について説明しないまま、証人尋問終了後に留置課員の注意義務違反の主張を追加したというものであるから、かかる主張の追加は、争点整理手続終了後に提出された攻撃防御方法と評価されるべきである。

(4) したがって、原告に「重大な過失」が認められるというべきである。

### 3 「訴訟の完結を遅延させる」ものであること

(1) 訴訟の完結を遅延させるとは、当該攻撃防御方法が提出されなかったならば訴訟を完結することができたであろう時期、すなわち、却下した場合の予想訴訟完結時期よりも、その提出を認めて審理した場合の訴訟の完結の時期が遅れることであるとされている（前掲秋山ほか 344 ページ）。

(2) これを本件についてみると、前記 1 (2) ケのとおり、次々回期日（第 23 回口頭弁論期日）において双方が最終準備書面を提出する予定であることからすれば、同期日において口頭弁論が終結され、その後相当期間内に判決が言い渡される見通しであるところ、原告第 16 準備書面が提出されたことによって、被告東京都において、少なくとも「医師の意見聴取義務」に関しては、意見聴取を行った留置課員の証人尋問の実施を検討しなければならないし、場合によっては、病院搬送義務に関して、手足等に腫れや鬱血の状態が生じたことをもって肺動脈血栓症の危険があることを認識できるかなどについて医師に対して医学的知見を聴取したり、証人尋問も検討しなければならないのである。

(3) したがって、原告第 16 準備書面における留置課員の注意義務に関する主張を認めて審理した場合、訴訟の完結の時期が遅れるというべきである。

#### 4 小括

以上のことから、原告第16準備書面の提出は、民訴法157条1項の時機に後れた攻撃防御方法に当たるといふべきであり、却下されるのが相当である。

なお、原告第16準備書面における留置課員の注意義務に関する主張は、前記1(2)で述べた弁論の経過のとおり、証拠調べ以前に十分な時間をかけて特定され、原告自身がこれに尽きるとまで述べていた注意義務に関する主張をいたずらに広げるものであって、訴訟手続上の信義則（民訴法2条）に反するものといわざるを得ない。

### 第2 原告第16準備書面における主張に対する反論

前記第1のとおり、原告第16準備書面の提出は、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるのが相当であるが、留置課員に各注意義務違反がないことは明らかであるから、念のため主張しておくこととする。

この点については、証拠調べの結果を踏まえた最終準備書面において詳細に主張する予定であるが、本準備書面においては、証拠調べの結果を踏まえるまでもなく留置課員の注意義務違反が認められない点につき、反論する。

#### 1 法律要件充足義務に関する原告の主張について

##### (1) 原告の主張

原告は、亡アルジュンが保護室に収容された時点で、戒具を使用するための要件である「逃走する」おそれ及び「自身を傷つけ、又は他人に危害を加える」おそれ（刑事収容施設法213条1項柱書、1号及び2号）は除去され存在しないこととなるから、留置課員が亡アルジュンに対して漫然と戒具を使用したことに注意義務違反が認められるなどと主張する（原告第16準備書面3ページ）。

##### (2) 被告東京都の反論

原告の主張は要するに、保護室に収容した被留置者に対して戒具を使用すること自体が許されない旨を主張するものと思われる。



しかしながら、保護室に收容した場合であっても、保護室内の壁面や床面に身体を激突させるなどの行為に及ぶなど、被收容者の状態によっては、保護室に收容するだけでは所期の目的を達することができない場合があるため、戒具の使用要件が存する場合には、保護室に收容した上で戒具を使用することができると解されている（林眞琴ら著・逐条解説刑事收容施設法〔第3版〕364ページ。なお、この解説は刑事收容施設法79条に関するものであるが、同法214条と同様に規定されていることから、留置施設においても妥当する。）。

したがって、保護室に收容した被留置者に対して戒具を使用すること自体が許されない旨の原告の主張は、前提において失当というほかない。

## 2 医師の意見聴取義務に関する原告の主張について

### (1) 原告の主張

原告は、留置課員は保護室收容に際して医師に対する意見聴取を行う際に、被收容者の身体と精神の状況、手錠及び捕縄の使用状況等について説明をした上で意見を求める義務を負うところ、留置課員は亡アルジュンに脱水症状が強く疑われる状態にあることを医師に対して情報提供していないことから、医師の意見を聴取する注意義務違反が認められるなどと主張する（原告第16準備書面4ページ）。

### (2) 被告東京都の反論

しかしながら、被告東京都の令和3年12月3日付け準備書面(9)（以下「被告都準備書面(9)」という。）第2（6ないし9ページ）のとおり、亡アルジュンは新宿署に同行されてから保護室に收容されるまでの間、適宜水分を補給しており、また、被告都準備書面(9)第3の1(2)ウ（11及び12ページ）のとおり、亡アルジュンの血液の状態からして同人が脱水状態であったことを示す所見は認められないのであるから、同人が脱水症状が強く疑われる状態にあったとは認められない。

したがって、亡アルジュンが脱水症状を強く疑う状態にあったことを前提

とする原告の主張は、前提において失当というほかない。

### 3 病院搬送義務に関する原告の主張について

#### (1) 原告の主張

原告は、戒具を使用した被留置者の手足等に腫れや鬱血の状態が確認された場合には、血栓症等の危険があることから、直ちに医師に相談の上、当該被留置者を病院に搬送して適切な治療を受けさせる注意義務を負っているなどと主張する（原告第16準備書面6ページ）。

#### (2) 被告東京都の反論

しかしながら、被告東京都の令和元年11月5日付け準備書面(3)第1の1（2ページ）のとおり、亡アルジュンの死因は外傷性ショックであり、血栓症を前提に留置課員の注意義務違反をいう原告の主張は、前提において失当というほかない。

この点をおくとしても、原告が亡アルジュンの死因と主張する肺動脈血栓症の症状としては、呼吸困難及び胸痛がもっとも高頻度に認められ、咳嗽（「せき」のこと。丙42号証）、下肢膨張及び下肢痛は約30パーセント、心悸亢進（「動悸」のこと。同号証）及び喘鳴（呼吸とともに「ゼイゼイ」または「ヒューヒュー」という音がすること。同号証）が約10パーセントの症例に発現するとされているものの（丙43号証）、原告が主張する手に腫れや鬱血がある状態というのは、肺動脈血栓症の症状として認められていないというべきである。

そして、原告の主張のうち、足に腫れや鬱血がある状態というのを肺動脈血栓症の症状である下肢膨張であると解したとしても、そもそも医学的な専門的知見を有しない留置課員において、足に腫れや鬱血がある状態をもって肺動脈血栓症を疑うことはおよそ不可能であるし、そもそも、乙5号証のハンディカメラの映像上、亡アルジュンの足に腫れや鬱血が生じていたとは認め難い（乙5号証「14：18」や「14：50」の頃）。

したがって、戒具を使用した被留置者の手足等に腫れや鬱血の状態が確

認められた場合には、血栓症等の危険があることから、直ちに医師に相談の上、同被留置者を病院に搬送して適切な治療を受けさせる注意義務があるとする原告の主張についても、その前提を欠いており失当であることは明らかである。

### 第3 原告第17準備書面における主張に対する反論

#### 1 賠償責任の範囲が限定されるとの解釈が裁判実務に反するとの主張について

##### (1) 原告の主張

原告は、名古屋高裁昭和51年9月30日判決（判例タイムズ345号225ページ）では、相手国の損害賠償法の賠償額が定額であり、その定額が日本の損害賠償額と比べて低額であることは、相互保証があるかどうかという日本の国賠法の適用の可否における考慮事項であり、日本の国賠法の適用が可能とされた次の段階では、損害額の認定においては一切考慮されておらず、このことは、京都地裁昭和48年7月12日判決（判例時報755号97ページ）、東京地裁平成13年7月12日判決（訟務月報49巻10号2815ページ）及び東京地裁平成14年6月28日判決（判例時報1809号46ページ）の判示内容からも裏付けられているため、相互保証を認めた上で賠償責任範囲が限定されるとの被告東京都の主張は裁判実務からかけ離れた見解であるなどと主張する（原告第17準備書面2ないし4ページ）。

##### (2) 被告東京都の反論

ア まず、原告が摘示する前掲名古屋高裁昭和51年9月30日判決は、大韓民国の国家賠償制度は、「賠償額を定額化しており、しかもその賠償額がわが国における現今の賠償額と比較していささか低額であり、わが国の国家賠償制度と右の点において差異がある。しかしながらかかる差異があっても国家賠償法6条の相互の保証があるときに該当するものと解するに何らの妨げとはならないから、被控訴人はわが国の国家賠償法により損

害の賠償請求をなしうる者というべきである。」（傍点は引用者による。）と判示しているが、これは、賠償額が「いささか」（わずか、少し）低額であることを前提として、国賠法6条に規定する相互保証があるときに該当するものと解するのに妨げとならないとしているのであって、定額賠償額があまりにも低額である場合にも上記判示内容が当てはまるものとは認められないというべきである。

この点について、西埜章新潟大学名誉教授（以下「西埜教授」という。）は、国賠法6条の妥当性について疑問のあるところであるから、解釈によりできるだけ弾力的な運用を図るべきであるとしつつも、大韓民国の国賠法の定額賠償は、それがあまりにも低額である場合は別にして、原則として相互保証には影響しないものと解すべきであろうとし（甲39号証1235ページ）、相手国の賠償額があまりにも低額である場合は、相互保証の適用に影響を及ぼすことを示唆しているのである。

イ また、前掲京都地裁昭和48年7月12日判決は、「大韓民国国家賠償法は、定額賠償制度を導入しているので、わが国の国又は地方公共団体の国家賠償責任も、相互保証の規定がある限り、朝鮮人が被害者の場合、定額賠償で足りると解するのが相当である。しかし、大韓民国国家賠償法の運用を詳にし得ないので、本件が定額賠償で足りるとしても、それがどれだけであるのか判然としない。そこで、この点は度外視して判断を進めるほかない。」（傍点は引用者による。）と判示しているのであり、要するに、相手国の国賠法に定額賠償規定がある場合には、定額の範囲で足りると解した上で、定額賠償の詳細が判然としないため、この点を度外視して判断をしているのであって、むしろ定額賠償の範囲が明らかな場合には、定額賠償で足りることを判示しているのである。

ウ なお、前掲東京地裁平成13年7月12日判決及び前掲東京地裁平成14年6月28日判決は、いずれも、相手国の国賠法の賠償額が定額であるという点を踏まえて判示されたものではないから、原告の上記主張を

裏付ける判示内容とはなり得ない。

エ そして、本件においては、ヤータナ賠償法に「被害者に対し、ネパール政府から10万ルピーを上限とする賠償を認める決定を出すことが出来る。」（ヤータナ賠償法6条（1）。甲14号証の2。なお、令和4年9月26日の終値で10万ルピーを日本円に換算すると、約11万円である。為替レートについては弁論終結時にも主張する予定である。）と定められているとおり、定額賠償の範囲が日本における賠償額と比してあまりにも低額であり、かつその範囲が明らかであるというべきである。

オ したがって、ヤータナ賠償法により相互保証があると認められる余地があつたとしても、賠償責任が定額の範囲で足りると解すべきであるから、原告の主張は失当である。

## 2 賠償責任の範囲が限定されるとの解釈が時代錯誤の少数説であるとの主張について

### (1) 原告の主張

原告は、西埜章著・国家賠償法コンメンタール【第2版】では、学説の有力説や西埜教授の考察としても、国賠法6条の具体的適用としては責任範囲を問題にし得ないとされている上、宇賀克也東京大学大学院教授や西埜教授の見解は、国賠法6条の規定自体の根拠と妥当性には問題があるとするものであり、賠償責任が定額の範囲で足りるとする被告らの主張は時代錯誤のものであるなどと主張する（原告第17準備書面4及び5ページ）。

### (2) 被告東京都の反論

ア まず、原告は、「実際問題として、韓国の定額賠償の現状が全くわからないのであるから、定額でよいといってみても、具体的な賠償額が定額的に算出できない。とすれば、前述した基本態度に基づき、この点は度外視するしかない」（傍点は引用者による。甲39号証1234ページ）との見解によって、国賠法6条の具体的適用としては責任範囲は問題にし得ないとされているという解釈を導き出している。

しかしながら、この見解は、上記傍点部分のとおり「韓国の定額賠償の現状が全くわからない」という前提において、賠償責任の範囲を問題にし得ないとされているのであって、当該記載から国賠法6条の具体的適用としてすべからず賠償責任の範囲を問題にし得ないと短絡的に解することができないことは自明である。

そして、前記1(2)エのとおり、本件においては、ヤータナ賠償法により相互保証があると認められる余地があったとしても、同法の定めから定額賠償の現状が判明しているのであるから、国賠法6条の具体的適用として賠償責任の範囲を問題にし得ないと解することはできない。

イ また、前記1(2)アのとおり、西埜教授の考察も、相手国の賠償額があまりにも低額である場合は、相互保証の適用に影響を及ぼすことを示唆しているのであるから、原告が主張するような国賠法6条の具体的適用としてはすべからず責任範囲を問題にし得ないと立場に立っていないというべきである。

ウ 加えて、原告は、宇賀克也東京大学大学院教授が、立法政策としては相互保証主義を廃止して外国人も日本人と平等に扱うことが望ましいとの見解を示していることや、西埜教授が、現在においては疑問視する文献が大半であり、立法的改革を行うことが望ましく、それに先んじて解釈論の次元でできるだけ弾力的に運用すべきであると述べていることを指摘しているが（原告第17準備書面5ページ）、これらは、国賠法6条自体の妥当性について疑問を呈する内容ではあるものの、相互保証の規定がある場合における賠償責任の範囲について触れているものではないため、原告の指摘は的を射るものではない。

#### 第4 結語

以上のとおり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、本訴請求は棄却されるべきである。